

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和6年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>平塚市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、平塚市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、平塚市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便性を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、平塚市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪コンビニ交付 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対して事務の一部を委任している。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム) 5. 団体内統合宛名システム 6. コンビニ証明書発行サーバー 7. サービス検索・電子申請機能 8. 書かない窓口システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)<平成25年5月31日法律第28号施行時点> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、31、33、37、40、41、46、47、48、50、52、53、55、61、66、67、72、73、74、76、77、81、82、87、94、97、100、104、110、114、116、117、119、124、125、129、130、132、134、135、136、137、140、141、142、143、146、147、150項)</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>平塚市 市民部 市民課 市民異動担当、証明担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8772</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力、特定個人情報の記載がある申請書等の保管、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等、様々は局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	平塚市 市民部 市民課 市民異動担当、証明担当、個人番号カード交付担当 〒254-8686 神奈川県平塚市遠開町9番1号 電話番号(0463)21-8772	平塚市 市民部 市民課 市民異動担当、証明担当、個人番号カード交付担当 〒254-8686 神奈川県平塚市遠開町9番1号 電話番号(0463)21-8772	事後	個人番号カード交付に対応するため、平成27年10月1日より担当を調整 取扱者の異動については差異はなく、しきい値判断には影響しない。
平成29年1月4日	1-1-②事務の概要	-	①コンビニ交付	事前	重点項目の変更(委託先の追加)に伴い、事後で足りるものに変更
平成29年1月4日	1-1-③システムの名称	-	7. コンビニ交付証明書発行サーバ	事前	重点項目の変更(委託先の追加)に伴い、事後で足りるものに変更
平成30年11月26日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77.80.84.85の2.89.91.92.94.96.97.101.102.103.105.106.108.111.112.113.114.116.117.120項)	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77.80.84.85の2.89.91.92.94.96.101.102.103.105.106.108.111.112.113.114.116.119項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和1年10月26日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77.80.84.85の2.89.91.92.94.96.97.101.102.103.105.106.107.108.111.112.113.114.116.117.120項)	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77.80.84.85の2.89.91.92.94.96.97.101.102.103.105.106.108.111.112.113.114.116.117.120項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77.80.84.85の2.89.91.92.94.96.97.101.102.103.105.106.107.108.111.112.113.114.116.117.120項)	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77.80.84.85の2.89.91.92.94.96.97.101.102.103.105.106.107.108.111.112.113.114.116.117.120項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更、本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	平塚市 市民部 市民課 市民異動担当、証明担当、個人番号カード交付担当 〒254-8686 神奈川県平塚市遠開町9番1号 電話番号(0463)21-8772	平塚市 市民部 市民課 市民異動担当、証明担当、個人番号カード交付担当 〒254-8686 神奈川県平塚市遠開町9番1号 電話番号(0463)21-8772	事後	機構改革により個人番号カード交付担当がマイナンバー課とつなぐことによる変更
令和3年9月10日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.74.77.80.84.85の2.89.91.92.94.96.97.101.102.103.105.106.107.108.111.112.113.114.116.117.120項)	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1.2.3.4.6.8.9.10.12.17.24.31.33.37.40.41.46.47.48.50.52.53.55.61.56.67.72.73.74.76.77.81.82.89.94.97.100.104.110.114.116.117.119.124.125.129.130.132.134.135.136.137.140.141.142.143.146.147.150項)	事後	デジタル社会の形成を促すための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による根拠規定の修正及び項番の修正
令和4年4月1日	1-1-③システムの名称	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(市内連携システム) 5. 団体内統合宛名システム 6. バックアップシステム 7. コンビニ証明書発行サーバ	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(市内連携システム) 5. 団体内統合宛名システム 6. コンビニ証明書発行サーバ	事後	従来のシステム6「バックアップシステム」を削除したことによる項番の繰り上げ
令和5年2月4日	1-1-③システムの名称	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(市内連携システム) 5. 団体内統合宛名システム 6. コンビニ証明書発行サーバ	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(市内連携システム) 5. 団体内統合宛名システム 6. コンビニ証明書発行サーバ 7. サービス検索・電子申請機能	事後	マイナンバーひびりサービス開始に伴う追加
令和5年12月9日	1-1-③システムの名称	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(市内連携システム) 5. 団体内統合宛名システム 6. コンビニ証明書発行サーバ 7. サービス検索・電子申請機能	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(市内連携システム) 5. 団体内統合宛名システム 6. コンビニ証明書発行サーバ 7. サービス検索・電子申請機能 8. 書かない窓口システム	事前	書かない窓口システム導入によるもの、重要な変更には該当しない。
令和6年11月9日	1-4-②法令上の根拠	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2	(特定個人情報情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和6年5月27日に施行され、番号法別表第二が削除されたため。
令和6年12月9日	IV-8-手毛を介在させる作業	-	*人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分に 判断の根拠 上記2項目を新規記載	事後	新様式への変更による新項目